

# Tax Alert

October 2013

## ベトナムにおける租税条約濫用防止規定の草案

### 要約

ベトナム政府は、最近初めて、租税回避防止規定を導入した通達の草案を発表しました。

この防止規定は、アジア太平洋州での近年のトレンドに概ね準じています。この通達の草案は、基本的に居住や特典の享受については、OECD モデル条約の定義を踏襲しており、かつベトナム租税ポリシーにより沿った形に修正されています。また条約上の特典の利用についての手続きも明記されています。

加えてこの通達草案では、次のような租税回避防止規定が含まれています。

- 租税回避及び脱税を目的とする取引や契約
- 受益権者の決定

The EY logo is displayed in a large, bold, white font. The background of the entire page is a photograph of a person's hands holding a document with a barcode, with a black spherical object in the foreground.

Building a better  
working world

## 詳細な考察

### この通達の適用について

- この通達が適用されるのは、税務上のベトナム居住者、または、その相手国居住者である。
- この通達では、租税条約と国内法の取り扱いに相違がある場合は、租税条約が優先されることとなっている。
- また、この通達では、還付の請求または以前の支払に対して条約の特典を申請する場合は、過去3年の制限を設けられています。

### 租税回避防止規定

この通達は、租税回避防止規定を初めて導入することで、条約上の特典の濫用を防止することを目的としています。以下の記載があります。

- 条約上の特典を享受することが目的の取引及び契約は、この通達では、租税回避であるとみなされます。どのように取引及び契約が租税回避が主な目的であるかどうか判断するかに関するガイドラインは提示されていません。

- この通達では、受益権者の決定に関して基本的に“実質優先の原則”の採用を提案しており、次のような7つの事例では受益権者のステータスが否認されるとしています。
  - 申請者は、利益を受取ってから12ヶ月以内に利益を第3国に配分する。
  - 申請者は、資産から収入を得る以外に、特段のビジネス行為をしていない。
  - 申請者がビジネスをしているとしても、資産やビジネスの規模従業員の数が、受取る利益の額と見合わない。
  - 申請者は、資産や収入将来見込まれる収入にかんしてコントロールや権限がなく、ローリスクな投資となっている。
  - 申請者には、バックツーバックローン契約、ロイヤリティーまたはテクニカルサービス契約が第三者との間で存在する。
  - 申請者は、課税の軽い地域及び課税のまったくない地域の居住者である。
  - 申請者には、条約濫用を目的として会社を設立している。

## インパクト

この通達草案は、アジア太平洋州の現在のトレンドに準ずるタイムリーな動きであるとともに、租税条約を利用した租税回避を、国をあげて防止する税務当局の姿勢がうかがえるものです。

納税者は、条約の救済がベトナムへの投資形態に一部でも関係している場合は、この通達草案によってリスクが生じるのかどうかを再検討する必要があります。



## お問い合わせ先

本Tax Alert及びEYベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
huong.vu@vn.ey.com

**Huyen Thi Thanh Nguyen** ディレクター  
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

**佐藤 行洋** 日系企業担当マネージャー  
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

**Kyung Hoon Han** 韓国系企業担当マネージャー  
Kyung.hoon.han@vn.ey.com

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
christopher.butler@vn.ey.com

**Mai Lan Anh** マネージャー  
mai.lan.anh@vn.ey.com

**Ngo Thi Kim Anh** マネージャー  
anh.kim.ngo@vn.ey.com

**小野瀬 貴久** 日系企業担当インドシナ統括ディレクター  
Takahisa.onose@vn.ey.com

**森田 鉄平** 日系企業担当マネージャー  
Teppei.mori.ta@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved. APAC No. 16000035  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](http://ey.com)